

住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書 記載要領

一定の省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）を行った場合、改修工事の完了した年の翌年分に限り、固定資産税額（一戸あたり120㎡相当分まで）が3分の1（改修工事を行い長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2）減額されます。

※住宅耐震改修に伴う減額措置との同時適用はできません。

1 減額の対象となる住宅の要件

- (1) 平成26年4月1日以前に建てられた住宅
- (2) 居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上あること（ただし家屋の賃貸部分は減額になりません）。
- (3) 令和13年3月31日までの間に、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと（①の工事は必須です）。
 - ① 窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）
 - ② 床の断熱改修工事
 - ③ 天井の断熱改修工事
 - ④ 壁の断熱改修工事注）①から④での改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要になります。
- (4) 改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。
- (5) 改修工事に要した費用の額が次のいずれかに当てはまること。
 - ① 断熱改修に係る工事費が60万円超
 - ② 断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超えるもの※）国又は地方公共団体からの補助金等の交付がある場合、当該改修工事に要した費用の額から補助金等の額を控除した額が、一戸あたり60万円を超えていることが必要です。

2 申請書記載要領

- 申請者（納税義務者）の欄には、減額措置の適用を受ける家屋にかかる納税義務者の住所または所在及び氏名または名称及び電話番号、個人番号を記入し押印してください。
- 所在地、家屋番号、建築年、種類、構造、延床面積、居住部分床面積、改修工事完了年月日、長期優良住宅認定の有無、改修工事費をそれぞれ記入してください。

3 提出書類（工事完了日から3ヶ月以内に必要書類を添付のうえ、申告書を提出してください。）

- (1) 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書
- (2) 領収書の写し（改修工事費用を支払ったことが確認できるもの）
- (3) 検査機関等が発行した増改築等工事証明書
 - (a) 建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士
 - (b) 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関
 - (c) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
 - (d) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人
- (4) 住宅の省エネ改修が行われたことが確認できる書類
（例）工事設計書（明細書）、工事前後の平面図、写真等
- (5) 補助金交付決定通知書等の写し（交付を受けた場合のみ）
- (6) 改修工事により長期優良住宅の認定を受けた場合は、長期優良住宅の認定通知書の写し
（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し）

4 問い合わせ先

三田市 財務部 税務課 資産税係

TEL 079-559-5055（直通） FAX 079-563-5697